

長岡技術科学大学ネーミングライツ事業募集要項

国立大学法人長岡技術科学大学（以下「本学」という。）は、「長岡技術科学大学ネーミングライツ事業要項」に基づき、施設等の整備・有効活用及び教育研究環境を強化することにより、本学の価値を向上させることを目的としたネーミングライツ事業を実施にご賛同いただける事業者等を以下のとおり募集します。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、本学が事業者等（法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体をいう。）に、本学の施設等の別称等を決定する権利である命名権を付与し、命名権を付与された事業者等からその対価として命名権料を得る事業をいいます。

2. 対象施設等

別紙参照

3. 募集の概要

① 契約期間（命名権の付与期間）

令和8年4月上旬から原則3年以上5年以内（1回に限り更新可）

② 命名権料（年間契約額）の最低額

別紙参照

4. 応募資格

以下の各号に該当しない事業者等が応募できるものとします。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの

② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

③ 社会問題を起こしているもの

④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）

⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの

⑦ 政治団体

⑧ 宗教団体

- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する事業者として適当でないと学長が認めるもの

5. 命名権の付与条件

(1) 別称等

- ① 命名する別称等（法人等名、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称）は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学の施設にふさわしい別称等として、以下に該当するものは使用できません。
 - ・ 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ・ 社会問題についての主義主張のあるもの
 - ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ・ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - ・ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・ アルコール飲料の広告や飲酒を促すもの
 - ・ 美観風致を害するおそれがあるもの
 - ・ その他別称等として適当でないと本学が認めるもの
- ③ 対象となる施設等の正式名称は変更せず別称等を命名することとし、原則、契約期間中は、別称等の変更をすることはできません。また、必要に応じて、正式名称を使用させていただくことがあります。

(2) 命名権者の特典

命名権者には、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① 命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設等にサイン等を設置できます。なお、サイン等の内容（デザインや大きさ等）等、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合についても同様に本学との協議をお願いします。
- ② 本学の公式ウェブサイト等において、命名権者を紹介します。ただし、パンフレット等の印刷物については、別称等使用開始後に作成するものを対象とします。（広報媒体によっては、費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。）

- ③ 命名権者は、命名権者であることを PR することができます。
- ④ 命名権の契約期間満了日の 3 ヶ月前までに契約更新を申し入れた場合は、1 回に限り契約を更新することができます。
- ⑤ その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

6. 別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① 別称等のサイン、インフォメーションボード等の設置、変更及び維持管理にかかる経費（通信費や光熱水料等を含む）、命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします。（命名権料とは別に負担願います。）
- ② 別称等の使用開始日において、別称等のサイン、インフォメーションボード等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及び命名権料に変更はありません。
- ③ 別称等のサイン、インフォメーションボード等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべて命名権者の負担とします。
- ④ 契約締結後に作成する本学広報誌等、公式ウェブサイトへの掲載の費用は、本学が負担します。

7. 現場説明

現場説明を希望される場合は、事前に下記の問い合わせ先までご連絡ください。

8. 応募方法

(1) 提出書類（別途追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。）

- ① ネーミングライツ事業申込書（別紙様式）
- ② 事業者等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ⑦ サイン等のデザイン及び配置がわかる書類
- ⑧ 申請時から過去 5 年間において、行政機関等から処分を受けたことがある場合は、その内容及び再発防止策を記載した書類（A4 サイズ 1 枚程度）

(2) 締め切り

令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）1 7 時必着

9. 選考方法

本学広報委員会において、応募資格、別称等、応募の趣旨、命名権料、契約期間、経営状況等を総合的に判断し選考します。また、応募者が 1 者のみの場合も、命名権者としてふさ

わしいかどうかを判断します。なお、応募者の多寡に関わらず、採用とならない場合もあります。

10. 選考結果の通知、公表

選考結果は、すべての応募者に通知します。審査の結果、選考基準を満たす者がいない場合には、命名権者を決定しないこととし、本学の公式ウェブサイト等で公表します。

11. 契約の締結

本学は、命名権者の決定を通知した事業者等と命名権の契約を締結します。

正式に契約を締結した後、その事業者等名、施設等の「別称等」、命名権料、契約期間等を公表します。ただし、命名権料については、命名権者が非公開を希望した場合、非公開とすることもあります。

12. 命名権料の納入

原則、本学が発行する請求書で指定された期日までに、年度ごとに一括又は分割で納入することになります。

13. リスクの分散

新たに設置したインフォメーションボード等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等に付けた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、命名権者が負うこととします。

14. 契約の解除

本学は、以下に該当するとき、命名権の付与を取り消し、契約を解除できることとします。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とし、既納の命名権料は返還しません。

- ① 契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- ② 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- ③ 契約に定める条項に違反したとき。
- ④ 事業者等が、法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- ⑤ 事業者等の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ⑥ 事業者等が契約応募時の応募資格を満たさなくなったとき
- ⑦ 事業者等の都合等により、契約に定める義務の履行が困難となったとき。
- ⑧ その他本学が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。

15.その他留意事項

- ① 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返還しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

16.スケジュール

- (1) 公募期間：公告日～令和 7 年 12 月 26 日（金）
- (2) 応募書類締切：令和 7 年 12 月 26 日（金）17 時
- (3) 事業者選考：令和 8 年 1 月下旬（予定）
- (4) 契約締結：令和 8 年 3 月上旬（予定）
- (5) 事業開始：令和 8 年 4 月上旬（予定）

17.申込書の提出先及び問合せ先

長岡技術科学大学大学戦略課企画・広報室
〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町 1603-1
TEL：0258-47-9209
FAX：0258-47-9010
E-mail：skoho@jcom.nagaokaut.ac.jp

（参考）

長岡技術科学大学ネーミングライツ事業ガイドライン

<https://www.nagaokaut.ac.jp/outreach/naming-rights/index.html>

◎ネーミングライツ事業 対象施設

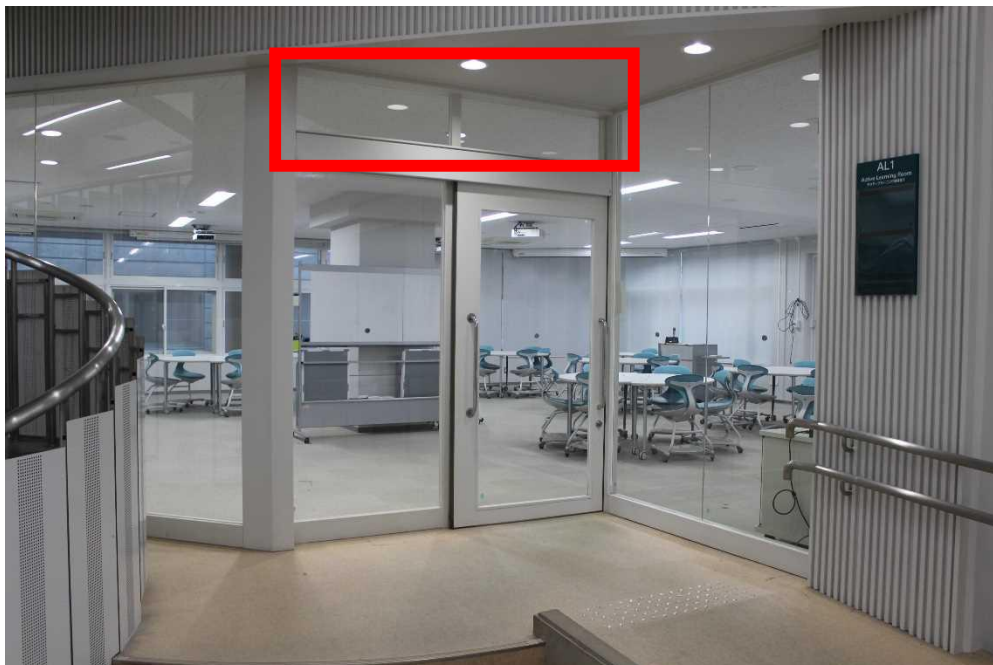
～講義棟～

(1) 講義棟 1 階 アクティブ ラーニング 1

(概要)

- ・延べ床面積：153 m²
- ・席数：61 席
- ・令和 7 年度 1 学期週平均利用者数（延べ数）：500 人程度
- ・命名権料最低額：年間 600,000 円（消費税及び地方消費税は別途。）
- ・サイン等の設置可能場所（範囲を赤枠で示します）

講義室入口（2 箇所）



・施設外観及び施設内



【PR ポイント】

アクティブラーニング教室として授業に使われることはもちろん、教職員のセミナー、研修などにも利用され、学生だけでなく、多種多様な場面で利用されています。また、講義棟入口から入ってすぐの教室ということもあり、授業を受ける学生以外の学生、教職員がこの教室の前を通ります。

（２）講義棟 1 階 EGG Room

（概要）

- ・延べ床面積：163 m²
- ・席数：60 席
- ・用途：在学生が学習・談話スペースとして、100 人程度の学生が日々利用しており、お昼休みやテスト期間前は満席の状態となります。
- ・命名権料最低額：年間 600,000 円（消費税及び地方消費税は別途。）
- ・サイン等の設置可能場所（範囲を赤枠で示します）

①施設入口（1箇所）



②施設内（2箇所）



・施設外観及び施設内



【PR ポイント】

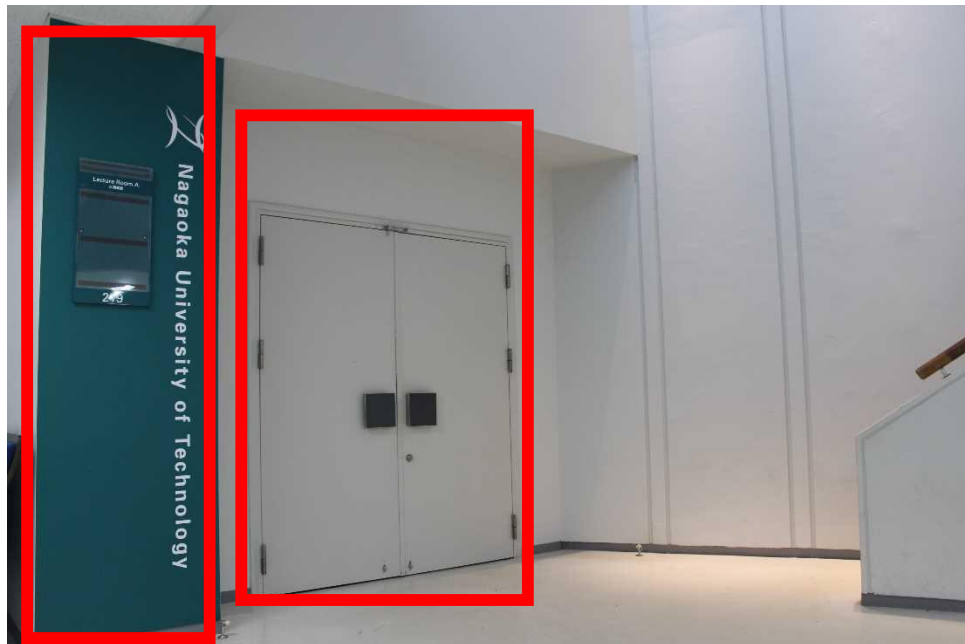
在学生がテスト勉強や研究、課外活動等の打合せに利用するなど、日々多くの学生が利用しております。名称の由来については、ここから色々なものを生み出す、学生の Innovation に活用してほしいという想いで EGG Room とし、EGG は、E : Education, Engineering, Enhancement、G : Global、G : GIGAKU の頭文字から取っています。

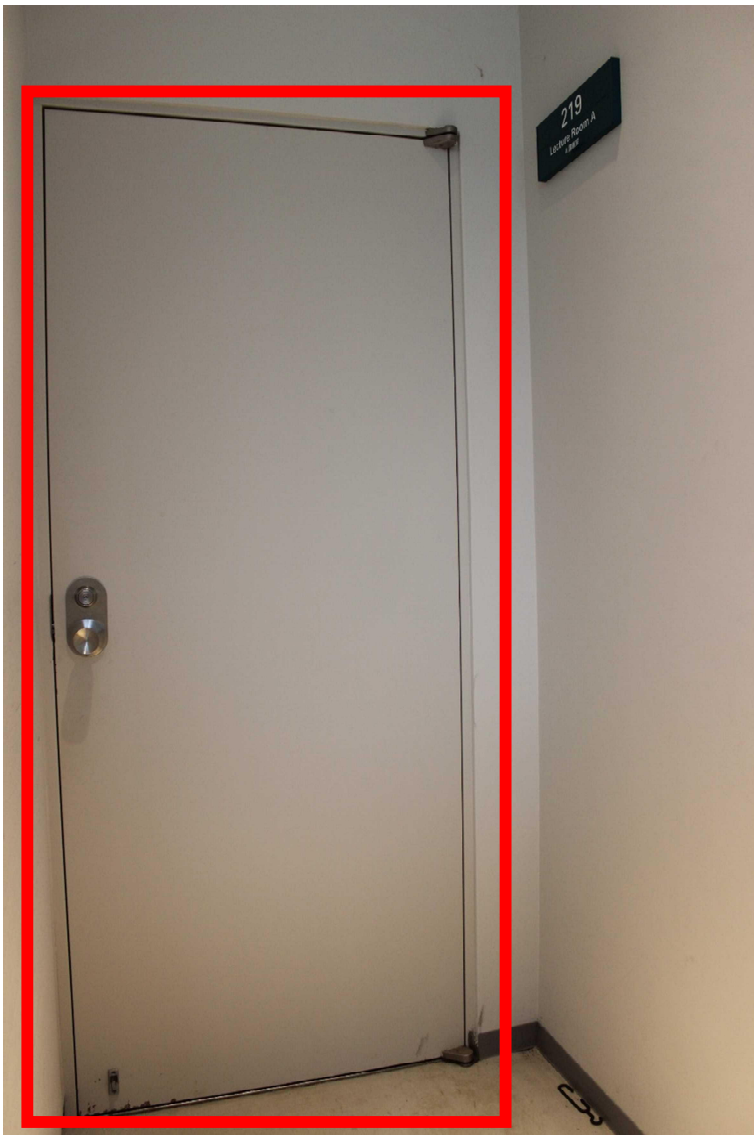
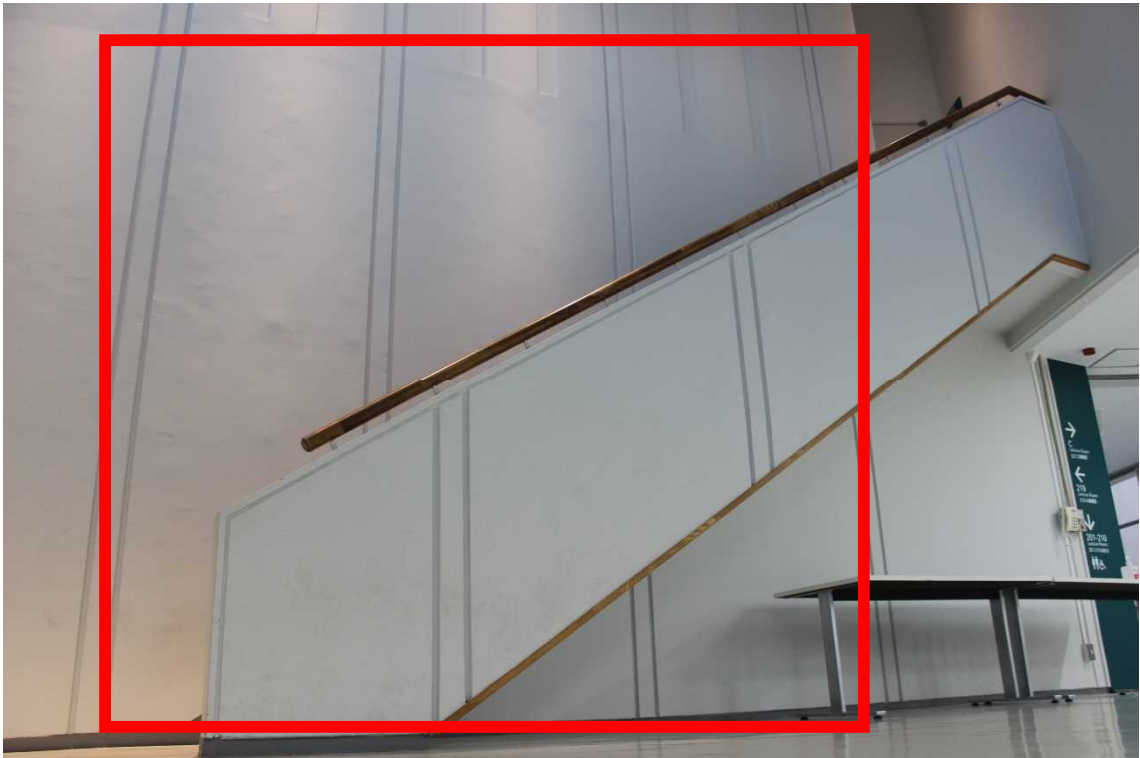
(3) 講義棟 2 階 A 講義室

(概要)

- ・延べ床面積：358 m²
- ・席数：330 席
- ・令和 7 年度 1 学期週平均利用者数（延べ数）： 2,000 人程度
- ・命名権料最低額：年間 1,200,000 円（消費税及び地方消費税は別途。）
- ・サイン等の設置可能場所（範囲を赤枠で示します）

①施設入口等（6箇所）



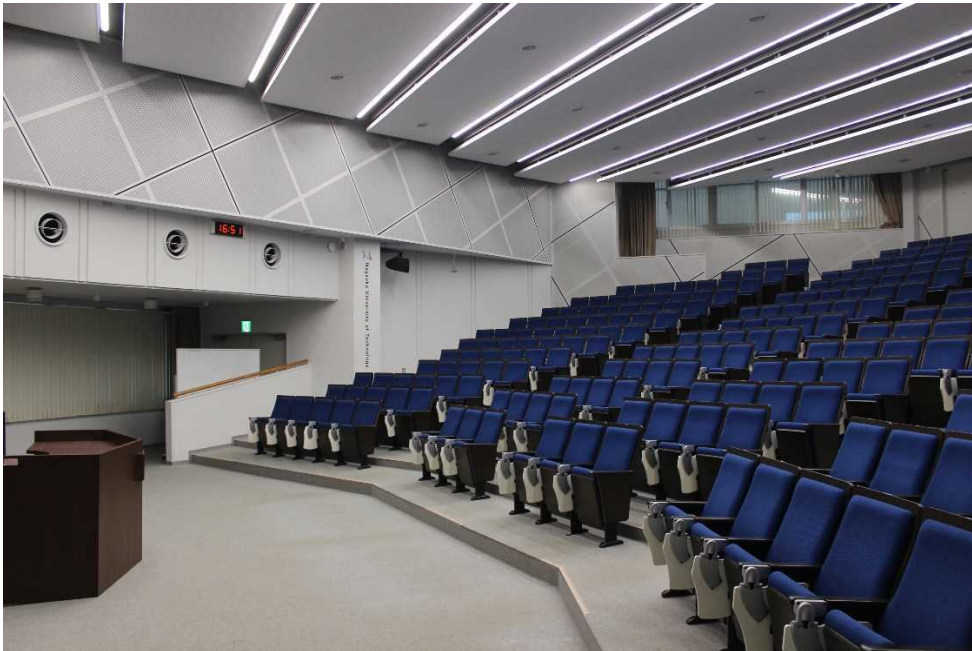


←階段上ドア



←反対側入口

・施設内



【PR ポイント】

講義棟で一番収容数がある教室であり、その収容数から授業だけでなく、学期始まりの各種ガイダンスやオープンキャンパス、実務訓練シンポジウムなどを開催する際には、施設内は満席となり、在学生、保護者、企業関係者など様々な方が利用する施設となっております。

～附属図書館～

(1) 附属図書館 1 階 プレゼンテーションエリア (令和 8 年 3 月改修工事完了予定)

(概要)

- ・延べ床面積：59 m²
- ・席数：48 席
- ・用途：研究活動のプレゼンテーションや授業等でも活用できるプレゼンテーションエリア
- ・命名権料最低額：年間 300,000 円 (消費税及び地方消費税は別途。)
- ・施設完成イメージ図



※サイン等の設置場所は、応募者と相談して決定いたします。

【PR ポイント】

改修工事前の 1 階ラウンジには、1 日平均 60 人程度の学生が利用しており、お昼休みやテスト期間前になると満席の状態となっていました。

(2) 附属図書館2階 ラーニングコモンズ（令和8年3月改修工事完了予定）

（概要）

- ・延べ床面積：273 m²
- ・席数：138 席
- ・用途：学生にとって居心地の良いラーニングコモンズ
- ・命名権料最低額：年間 900,000 円（消費税及び地方消費税は別途。）
- ・施設完成イメージ図



※サイン等の設置場所は、応募者と相談して決定いたします。

【PR ポイント】

令和6年度の附属図書館の年間利用者数は56,284人で、週平均ですと1,113の方が利用しており、学外者も含めて日々多くの方からご利用いただいております。

その他：

今後、食堂を含む福利棟についても改修工事を予定しており、改修工事後の施設もネーミングライツ事業対象施設とすることを検討しております。



対象施設

- 共通ゾーン
- 教育研究ゾーン
- 実験実習ゾーン
- 居住ゾーン